

令和4年度第1回宮城県消費生活審議会議事録

- 1 日 時 令和4年9月7日（水）午後1時30分から午後3時30分まで
- 2 場 所 行政庁舎4階 特別会議室
- 3 出席者 出席委員11名（うちWEB出席1名）、欠席委員4名
- 4 議事内容
議事 消費者行政の取組について
成年年齢引き下げに関する相談状況及び今後の対応について

■議事 消費者行政の取組について

【栗原由紀子会長】

それでは、暫時、議長を務めさせていただきます。委員の皆様どうぞよろしくお願いいたします。

本日の議事は、「消費者行政の取組について」と「成年年齢引き下げに関する相談状況及び今後の対応について」です。事務局から説明をお願いいたします。

【事務局：消費生活・文化課 黒澤課長】

消費生活・文化課長の黒澤と申します。私からは、「宮城県消費者施策推進基本計画（第4期）の概要と実施状況について」御説明させていただきます。なお、説明に当たり、消費者施策推進基本計画を「基本計画」と省略させていただきます。

計画初年度の実施状況を御説明するに当たり、はじめに、第4期基本計画の【概要】を簡単に御説明いたします。資料1「宮城県消費者施策推進基本計画（第4期）〈概要〉」と記載された資料を御覧ください。

第4期基本計画は、【第1章】から【第5章】までの5つの構成となっております。

【第1章】については、資料の左上に記載してございますが、第4期基本計画の策定に当たっての趣旨や位置付け、計画期間について記載しております。計画期間は令和3年度から令和7年度までの5年間であり、後に説明する取組状況については、第4期計画の初年度である令和3年度の報告となります。

その下の【第2章】については、【消費者行政を取り巻く現状】と、前期計画である【第3期基本計画の重点的取組の成果と課題】について記載しております。第3期基本計画では重点的取組が3つございましたので、それぞれの成果と課題について整理し、今後予想される社会情勢の変化に適切に対応するための対応などを記載しております。

資料の中央に記載している【第3章】については、3つの「基本理念」と目指すべき姿である『県民

が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会』の実現のため、4つの社会の実現について、第3期基本計画を継承したものとしております。

資料右側の【第4章】については、第4期基本計画の「計画の体系と施策展開」について記載しております。重点的取組については、第3期計画まで3つの取組を定めておりましたが、第4期計画ではSDGsの視点を踏まえた重点的取組として、「人や社会、環境に配慮した消費行動の推進」を新たに追加し、4つの重点的取組としております。

資料右側下の【第5章】については、計画の推進に対する進行管理について記載しております。以上が第4期基本計画の概要です。

次に、資料2-1「宮城県消費者施策推進基本計画（第4期）取組状況」の《概要》【令和3年度実績】について御覧ください。

左側ですが、こちらには計画の趣旨や位置づけ、計画期間について記載し、4つの「重点的取組」について整理しました。その「重点的取組」から右側に矢印で示している箇所が、該当する「重点的取組の実施状況」でございます。

右側には、一番上から順に、重点的取組1から4までの実施状況について四角い枠の中に記載しております。点線で囲っている部分については、重点的取組1と2の共通部分になります。

まず一番上に記載している【重点的取組1】の「ライフステージに応じた消費者教育の推進」の主な実施状況ですが、製品事故・消費者事故等、消費者の安全・安心に関わる分野は消費者の生命に直結しておりますので、どのライフステージにおいても最重要の課題です。

こちらについては、消費生活センターで発行している情報誌「みやぎの消費生活情報」や、県のホームページに事故情報等を掲載し、市町村にも最新の事故情報を提供しています。

また、消費者が不当な契約の締結に応じないよう、消費者関係法令や条例等に基づく各種制度については、ホームページや情報誌へ掲載することにより消費者への普及啓発を行っております。

点線の中に記載している【重点的取組1と2の共通部分】ですが、各種媒体を活用した消費者トラブル等の情報提供や、消費者被害防止に向けた注意喚起を行っております。

リーフレットは3種類59,000部作成し、新聞やテレビ・ラジオでの広報も数多く行ってまいりました。そして出前講座に関しては、新型コロナウイルス感染症の感染者数の増加により緊急事態宣言やまん延防止等重点措置等がある中で、令和2年度より開催回数が回復し、64回開催するなど、幅広い世代を対象に意識啓発を図りました。

続きまして、【重点的取組2】「高齢者、障害者、若年者等の配慮を必要とする消費者の被害の防止と救済」に関する主な実施状況ですが、点線囲いの下に記載してございます。高齢者・障害者の権利擁護については、それぞれの担当課で研修会の開催や相談受付等を行っておりますが、高齢者虐待に関する相談

は 49 件、障害者の権利擁護に関する相談は 1,111 件でした。

高齢者虐待は、高齢者の権利が脅かされる状況にございますので、早期発見・早期対応のための関係機関のネットワーク構築や連携体制の強化に努めております。

また、障害者の相談は 1,000 件を超えた相談実績がございますが、これは新型コロナウイルス感染症関連のワクチン接種に関するものや、外出自粛による不安感により、専任相談員を身近に相談できる者として相談を受けたものが多くございました。状況に応じて専門機関等を紹介しております。

「心の健康問題に関する相談支援」については、精神保健福祉センター内に設置した健康相談電話に寄せられたものです。2,487 件寄せられていますが、例年と同様の相談件数となっております。

続きまして、【重点的取組 3】「多様な主体との連携・協働による消費者施策の推進」の実施状況ですが、市町村の消費生活相談対応機能の向上を図るため、研修会の実施や、弁護士による事例検討会を 4 回実施いたしました。

また、当県には十分な知識、技術、豊富な実務経験を有する指定消費生活相談員を 2 名配置し、市町村が行う消費生活相談の事務に関して助言等の援助を行っております。

消費生活センター及び県民サービスセンターで受付した相談件数は 7,662 件であり、消費者からの苦情のうち、専門的な対応が必要な事案については、専門機関の紹介や仲介などの確な対応に努めました。

そして、毎年 9 月から 12 月に全国一斉に金融庁で実施している「多重債務者相談強化キャンペーン」に合わせて、9 月には多重債務問題対策会議を開催し、11 月には 3 日にわたり無料相談会を実施しました。

また、近年の高度化・複雑化する相談案件に対応するために、弁護士会・司法書士会との懇談会を継続して実施し、専門的知識を有する団体、機関等と連携を図りながら、消費者から相談窓口に寄せられた苦情や相談等に対し適切な助言を行い、専門的な対応が必要な事案については専門機関を紹介するなど消費者相談の解決にあたりました。

最後に、【重点的取組 4】「人や社会、環境に配慮した消費行動の推進」についてです。

エシカル消費については、SDGs の 17 の目標のうち、12 番目の「つくる責任 つかう責任」に関連する取組です。地域の活性化や雇用などを含む、人・社会・地域・環境に配慮できるよう、消費者自らが自覚して消費行動ができることが重要であることから、ホームページや情報誌によって普及啓発を図り、エシカル消費の意味や必要性に対する、県民の理解の向上を図りました。

また、子どもたちを対象とした宮城の「食」に関する学習を促進するため、県内の学校等へ「伝え人」を派遣しております。

環境へ配慮した消費行動の推進としては、新型コロナウイルスの影響でイベント等は実施できませんでしたが、ラジオスポット CM の放送や、環境に配慮した製品を「宮城県グリーン製品」として令和 3 年度は 36 件 105 の製品を認定しました。

また、食べ残しを減らそうと取り組む宮城県内の飲食店や宿泊施設を「みやぎの食べきりモデル店舗」として32店舗認定しました。

なお、第4期基本計画における4つの消費者施策ごとの実施状況は「資料2-3」に記載しておりますので、後ほどご覧ください。

最後に資料2-3消費者施策別目標値達成状況を御覧願います。

施策の進捗状況を把握する一つの目安として、施策ごとに目標値を設定しております。今後、目標値の達成状況も参考に、施策の検討などを行ってまいりたいと考えております。

第4期基本計画の概要と実施状況については以上となります。引き続き、消費者教育の概要と実施状況について、消費者相談専門監の小松から御説明いたします。

【事務局：消費生活・文化課 小松消費者相談専門監】

私からは、宮城県消費者教育推進計画（第2期）の概要と取組状況について御説明いたします。

なお、説明に当たり、消費者教育推進計画につきましては「教育計画」と省略させていただきます。

はじめに、教育計画の概要を簡単に御説明いたします。資料3「宮城県消費者教育推進計画（第2期）＜概要＞」を御覧ください。

教育計画の位置付けですが、ただいま課長から説明しました「第4期基本計画」の消費者教育に関する分野を具体化する個別計画として策定されました。第1期の計画に対する取組の成果と課題をふまえ、「成年年齢引下げを見据えた若年者への消費者教育」の一層の充実や民法改正に伴う成年年齢引下げなど社会情勢の変化等にも対応し、第2期の計画は策定されております。

この計画の推進に当たりましては、第3章に記載のとおり、「消費者市民社会の意義の普及・啓発」、「成年年齢引下げを見据えた学校教育期における消費者教育の充実」、「消費者教育の推進に向けた地域での連携強化・高齢者等の見守り体制の構築」、「消費者教育を担う人材等の育成」、「各種関係団体・機関との連携の強化」の5つを基本方針として定め、第4章に記載の「ライフステージ・場ごとの消費者教育」「消費者教育推進に係る人材等の育成」「関係機関への支援・連携・協働」「関連施策等との連携」の4つの施策に整理し、効果的な取組に努めてまいりました。その主なものについて御報告させていただきます。

なお、詳細な内容については、「参考資料4」にまとめておりますので、後ほど確認いただければと思います。

「ライフステージ・場ごとの消費者教育」では、学校・家庭や地域等、高齢者の被害防止に向けては、高齢者を見守る立場の方々に向けた取組にも引き続き努めました。

主なものとして、小中高校生向けの副読本による授業支援や教育庁と連携した教員向け研修に加

え、生徒・学生を対象とする「弁護士による法律授業」、教職員・保護者を対象に、弁護士等を講師として派遣する「消費者教育講師派遣事業」等を実施したほか、弁護士会の協力のもと、講師派遣事業の内容をベースにしたDVDを作成し、各高校に配布いたしました。

令和4年4月から成年年齢が引下げられたことに伴い、若年者が消費者トラブルに巻き込まれることを未然に防止するための取組でございますが、この事業を活用した高校からは好評をいただいております。

次に、出前講座については、若年層のほか、高齢者や高齢者を見守る福祉関係者の方々を中心に引き続き実施したものの、新型コロナの影響もあり、申し込み数はコロナ禍前に比べ減少しております。このような状況を踏まえ、地域や家庭向けの取組として例年実施していた「消費生活展」を、対面開催とWEB開催のハイブリッド型で実施するなど、非接触での啓発にも取り組みました。

また、若年層が利用しやすいSNSを活用した情報提供としては、Facebookでの情報発信のほか、YouTubeも開設し、注意喚起や啓発に取り組んだほか、令和3年1月から新たに活用した電子申請による消費生活相談の受付は、令和3年度は55件の相談が寄せられました。

続きまして、「消費者教育推進に係る人材育成」では、消費生活相談員を対象とした研修のうち、対面での研修は、新型コロナの影響で中止されたものもありましたが、WEBやオンデマンド方式などにより、資質向上に向け、できる限り研さんでできる研修環境整備に努めました。

「地域人材等」の取組では、地域と行政をつなぐボランティアとして「消費生活サポーター」の方々に御協力いただいております。令和4年3月末現在、個人で117人、団体で21団体の皆様に委嘱し、活動いただいているところです。

「関係機関への支援・連携・協働」の取組では、様々な場面で国、市町村、関係団体や弁護士会等専門機関と連携して取り組みました。

昨年7月には、感染防止対策を徹底した上で、教育庁及び国民生活センターと連携し、教員を対象とした消費者講座を開催したほか、行政機関、弁護士会、司法書士会との懇談会につきましては、“弁護士の先生と消費生活相談員との貴重な情報交換の場”となっていることから、例年どおり年2回（9月・2月）の開催を実現しました。

「関連施策等との連携」につきましては、金融広報委員会が主体となり、金融リテラシーを身につける出張講座や講師授業派遣を行い、金融経済教育と連携を深めることにより効果的な消費者教育に取り組みました。環境教育や食育は、庁内関係各課における取組に加え、SDGsに関連するものとしては、消費者志向経営に関する情報について、商工団体を通じて事業者あてにお知らせするなど、機会を捉えての普及・啓発に努めました。

今後も、成年年齢引下げをはじめ、高齢者被害の未然防止のための啓発活動や関係機関との連携など様々な課題はございますが、あらゆる状況に応じて効果的な方策を講じられるよう、引き続き、消費者教育の推進に努めてまいります。

教育計画の取組状況については以上でございます。

【事務局：消費生活・文化課 末永課長補佐】

相談啓発班の末永と申します、よろしく願いいたします。私からは、資料5「令和3年度の消費生活相談の実績と傾向について」及び資料6「成年年齢引下げに伴う相談の傾向について」説明します。

それでは、「資料5」の1ページを御覧ください。

表1のとおり、令和3年度に宮城県と県内すべての市町村で受けた消費生活相談の件数は17,717件と、前年度に比べ1,832件減少しました。

県消費生活センターと6つの県民サービスセンターで受け付けた件数は、合わせて7,662件となり、前年と比べ540件の減少となっております。相談件数が減少した主な要因としましては、新型コロナウイルス感染症関連の相談の減少があげられます。参考として「県」で受け付けた新型コロナ関連の相談件数の表を掲載しておりますのでご覧ください。

令和2年度の相談件数については表の最下段カッコ書きのとおりですが、月ごとに見ますと、飲食店等への営業時間短縮を要請していた期間の件数が前年度を下回って推移し、令和3年度の合計では210件と、前年度の700件と比べ、490件の減と、大きく減少しました。

次に、県に寄せられた相談の状況について、資料の2ページを御覧ください。

まず(1)商品・サービス別の相談状況ですが、いわば「どんな相談が多いか」について上位10項目を「表2」にまとめております。左が令和3年度、参考に右に2年度を掲載しておりますが、データのもととなっております、PIO-NETの分類・キーワードマニュアルが改訂されたため、前年度との単純比較ができませんので、この点については御理解くださるようお願いいたします。

令和3年度の1位は御覧のとおり、「商品一般」となっております。

「商品一般」は、具体的にいうと、「注文した覚えのないものが郵便で送られてきた。開封していないので中身はわからないが、どう処分したらよいか」といった相談や、架空請求など身に覚えのない請求書が届いた、(商品の特定ができない)ダイレクトメールが多くて迷惑している、(商品を特定せず)クーリング・オフ制度全般について知りたいなどという内容となっております。

なお、令和2年度の2位「デジタルコンテンツ」についてですが、表の下の注2に記載のとおり、インターネット上で様々なコンテンツが提供されるようになり、そのサービスの内容にかかわらず、「放送・コンテンツ等」(大分類)のうち「デジタルコンテンツ」に分類することが適さなくなっ

きたため、サービスの内容にあわせた商品別分類をするよう変更されまして、分類としては、令和3年度以降は廃止となっております。「デジタルコンテンツ」に含まれていた相談は多種多様なため、改訂後の商品別分類を限定することはできません。

また、令和3年度の9位「他の健康食品」については、2年度より大きく減少しました。要因としては、通信販売、いわゆる定期購入の関連会社が消費者庁の行政処分を受け報道されるなどにより消費者が注意喚起を受けたことが考えられます。

次に、「契約当事者」の年代別の相談件数についてですが、件数では例年どおり高齢者の相談が多いことに変りありません。令和2年度と比べますと、全ての年代で減少し、20歳未満が最も減少しています。

年代別の商品・サービス別の相談件数をみますと、20歳未満では、「インターネットゲーム」が最も多く、次いで、「他の化粧品」となっております。

20歳代では、「不動産貸借」など一人暮らしに関するものが多くなっています。

なお、20歳代で1位の「他の内職・副業」についてですが、これはインターネットの広告やSNSでの勧誘などをきっかけに、情報商材を購入したが、収入を得られないなどという相談となっています。

いずれの年代でも、「商品一般」、具体的には、迷惑メールや不審な電話、覚えのない荷物が届いた、架空請求などに関する相談が、上位に入っている状況です。

令和3年度の相談の状況は以上のとおり、前年度の新型コロナ関連の直接的な影響が薄らいで、コロナ禍前の相談件数まで落ち着いたものと見られます。

詳細につきましては、資料7としてお配りしております「令和4年度 消費生活センター事業概要」を御覧いただきたいと存じます。

それでは、資料6を御覧ください。

1に記載のとおり、令和3年度に県消費生活センターと6つの県民サービスセンターに寄せられた相談のうち、18歳、19歳の年齢に係る主な相談の内容としましては、化粧品等の定期購入に関するものや、インターネット通販に関するもの、簡単に収入が得られるといった副業に関するものなどがありました。

成年年齢が引き下げられた令和4年4月以降、18歳、19歳に係る相談の内容としましては、注文した商品が届かない、注文と異なる商品が届いたといったインターネット通販に関するものや、エステの契約解除に関するもの、出会い系サイトに関するものなどとなっております。

今までのところ相談件数及びその内容に大きな変化はみられませんが、今後の推移について注視していくとともに、被害の未然防止を図る観点からも、資料6の末尾に記載のとおり、各高校あて

に副教材を配布する、教員を対象とした消費者教育研修を実施する、公式 Twitter により情報発信するなど、啓発活動を行ってまいります。

説明は、以上でございますが、続きまして、成年年齢引下げを見据えた消費者教育映像教材として作成しました弁護士による消費者出前授業のうち、一部ではございますが、動画を御視聴いただけますので、モニターを御覧ください。

(動画視聴)

以上です。ありがとうございました。

【栗原由紀子会長】

ありがとうございました。さきほど観ていただいた動画は、皆さんお手元に配られている DVD の一部ですので、全部観たいという方は、あとで DVD を御覧いただければと思います。私個人としては面白かったなと思います。マルチ商法に関する動画をありがとうございました。

資料に関する質問については、事前に委員の皆様から御提出をさせていただいておりました。回答を読む時間も必要であると思われましたので、メールで事前に回答を送らせていただいていたました。資料の質問に対する回答は、事前にお目通しいただいている前提で会議を進めさせていただきます。

それでは、委員の皆様から御意見を承りたいと思いますが、今回の審議会では2回に分けてお伺いしようと思います。まず最初に今の時間から15時までを目処に、委員の皆様が「日頃から消費者行政でお考えになっていること」について、お一人ずつ3分程度で御意見をいただきたいと思います。お話しされている中で御質問があれば、その中でお話ししていただいてもよろしいかと思ひます。座席表の順番で一巡しましたら、さきほど説明していただきました資料6の「成年年齢引下げに伴う相談の傾向について」や「成年年齢引下げ」に関する議論をしたいと思ひます。「成年年齢引下げ」については、挙手制にて御意見を伺ってまいりたいと思ひますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

最初に「日頃から消費者行政でお考えになっていること」について、座席表の順番でお伺いしたいと思ひますが、WEB 参加していただいている佐藤康仁委員から御意見をいただきたいと思ひます。佐藤委員どうぞよろしくお願ひします。

【佐藤康仁委員】

はい。音声のほうは大丈夫でしょうか。大丈夫ですね。WEB からになりますので、ちょっとお聞き苦しいかもしれませんが、お許しいただければと思ひます。

事務局から説明をさせていただいた資料そのものに対する意見というよりは、身近な問題と感じていることや、この後に話し合う成年年齢引下げに関係することについてもお話ししたいと思ひます。

消費者問題は、非常にある身近な問題だと感じております。これまでも県や市町村、我々大学もそうですし、小学校、中学校、高校、或いは消費者団体など、多くの主体によって積極的な情報提供や消費者被害の未然防止に向けた啓発活動と講座の実施などの説明をいただき、様々な取組をされていると感じておりました。もちろん、その成果を見ることができませんが、依然として多くの消費者被害が発生しているのが現状です。しかも、ますます巧妙化しているとも感じておまして、その取組の難しさを実感するとともに、今後も継続的な取組の必要性を感じているところです。

最近では、消費者庁で靈感商法検討会の初会合が開催されたようですが、旧統一教会のような靈感商法

の話もありますし、依然として特殊詐欺やオレオレ詐欺も続いていることでもありますので、今後も継続的に取り組む必要があると感じております。

本学でも今年度に入り、消費者問題の話題になりまして、学長から次のような対応の指示がありました。

一つは、成年年齢引下げによって、学生に影響が出ることもありますので、大学のホームページや学生が利用する WEB のコミュニケーションツールを通じ、文書で注意喚起を行うということです。実現するかまだわかりませんが、来年度以降、新入生オリエンテーションの中でも、成年年齢引下げの注意喚起を行う予定でいると聞いております。

もう一つは、成年年齢引下げではないのですが、仙台中央警察署との連携事業で、特殊詐欺の予防に向け、地域での見守り活動に学生がボランティアとして参加をするという取組をこれから進めるということです。なかなか大学も学生に対して、消費者問題や消費者被害に対する教育や注意喚起をにしても、時間的な制約もあって難しい状況ではありますが、取組のいくつかをご紹介させていただきまして、私の話とさせていただきます。ありがとうございました。

【栗原由紀子会長】

ありがとうございました。御意見と取組の紹介ということで承りたいと思います。

続きまして、会場にいる委員の皆様は反時計回りの順でお伺いしたいと思います。鳥山委員から御意見をよろしく願います。

【鳥山泰志委員】

はい。鳥山でございます。「資料 2-3」については、消費者施策別目標値達成状況がグラフで表示され、どれだけ達成しているのかが一目でわかり、とてもよろしいと思いました。ぜひホームページ等でわかりやすく公表していただきたいと思います。

また、私は事前質問をさせていただきましたが、一つ一つ丁寧に回答していただきありがとうございました。私の質問ではありませんが、事前質問と回答の資料の中に「学生サポーターの認定活用」についての記載があり、その回答欄の一番下に「学内のサークルや独自で活動している学生をサポーターとして御紹介いただきたい」とありました。幸い私は、東北大学の学生の無料法律相談所に関わっておりまして、学生は非常に熱心で、市民の皆さんに消費者問題を含め、幅広く法律相談の対応をしておりますので、その学生がこのような取組に積極的に参加できるのではないかと思います。まだ学生自身から了承を得ていませんが、強く勧めたいと考えています。

意見は3分ということですので、私からは差し当たってこれぐらいにしておきたいと思います。ありがとうございました。

【栗原由紀子会長】

ありがとうございました。学生サポーターの認定の件、どうぞよろしく願います。

続きまして鳥山委員よろしく願います。

【鳥山裕太委員】

仙台弁護士会の畠山でございます。

消費者施策推進基本計画の重点的取組2に「消費者安全確保地域協議会」と記載がございます。これは高齢者の消費者被害を抑制するために、地域包括や弁護士会といった諸々な団体が連携して消費者被害を防止していく協議会なのですが、宮城県では仙台市と大崎市しかありません。仙台弁護士会では以前からシンポジウムを行うなどして「消費者安全確保地域協議会」を広める活動を行い、いくつかの自治体の担当者と現在も話をして感触を確かめているところですが、正直なところ、まだ動くような形になっていません。基本計画では「消費者安全確保地域協議会」の設置促進によって見守り体制の強化に取り組むとありますので、今後ぜひ御協力をいただきながら進めていきたいと思っております。

出前講座の事業では、弁護士会の会員を講師として各学校に派遣しています。もちろん出前講座の事業は弁護士会だけが行っているものではありませんが、結構件数があるって手一杯なところがあります。弁護士が一生懸命派遣に行っても、聞いてくれる人数はごく僅かです。宮城県内の高校生1学年19,000人ほどいる中でどこまで頑張れるのか、これからのことを考えていきたいと思っておりました。

例えば、先程DVDの上映がありました。これは私の後輩が作って講義してくれたもので、今後役に立てばいいなと思っているところですが、マンパワーが足りず個人個人で行けない場合は、DVDで行うこともあるのかなと思っております。

また、もう一つ疑問なのですが、統計の取り方として、年齢の区切りは10歳区切りにしていて、70歳以上の年代は70歳以上で一つにまとめられているんですね。当然70歳以上には80代90代も含まれています。そう考えてみますと、よく「高齢者の消費者被害が多いです」といった言われ方をしていますが、高齢者の被害というのは、本当に多いのかなということです。

人口の年代別の割合と、この消費関係の相談のグラフを僕なりに照らし合わせると、人口の割合と消費者被害の相談の割合って、そう変わらないんです。もちろん年代によって、相談される中身は違うし、高齢者の方は高額な被害になることが多いので、高齢者の方を軽視するという話ではないのですが、おそらく、全年齢的に諸々の消費者被害が起こっているという考え方でいかないといけないのではないかと思っております。以上です。

【栗原由紀子会長】

ありがとうございました。只今の畠山委員の御意見にあった弁護士会との連携については、よろしくお願いたします。

また、高齢者の被害が多いということがありますが、これは統計の取り方によって違うのではないかと御意見がありました。これについて事務局のほうから何かありますでしょうか。

【事務局：消費生活・文化課 黒澤課長】

はい。資料7の12ページあたりに、年代別相談件数がありますが、20歳代から60歳代までは10歳区切りにしており、70歳代以上は70歳以上で一つにまとめております。こちらのバックデータとしては細かい数字もわかりますので、70歳以上を分解してみて、より高齢者の具体的な件数を示したいと思っております。

【栗原由紀子会長】

ありがとうございました。畠山委員よろしいでしょうか。
続きまして、勅使瓦委員よろしく申し上げます。

【勅使瓦理恵委員】

資料を拝見させていただきました。私は教育現場しか見ていないので、様々な課や室が、消費者問題等について多方面から支援をしていることを改めて感じ、私も消費者の一人としてありがたく思いました。

現在私は村田高校の校長をしておりますが、教諭の頃は家庭科の教員をしておりました。家庭科は時間数が本当に少ないものですから、消費生活の授業となりますと更に少なくなります。授業では様々な資料等を活用しておりますが、今回配布していただいた「知っておこう！これだけは」も、家庭科若しくは社会科の授業の中で活用してやっていると聞いております。

「知っておこう！これだけは」は何度か改訂されていて、非常にコンパクトな、かわいいものになっていますね。私も10数年前の話ではありますが、1ページにあるようなイエス・ノーで進む内容等があると、授業等でも楽しく興味を持って生徒が取り組めたと思っております。

成年年齢引下げに関しては、まだまだ生徒の方は、自分のこととして感じていないところがあります。自分が大人になって気をつけなければならない事に関心を持つ生徒もいますが、無関心な子もいますので、授業や出前講座等を活用するなど外部から講師を招き、専門的な立場からお話を聞くということをしなが、根気よくやっていかなければならないと思っております。

教育現場のところしかわからない中での感想となりましたが、今後皆さんの意見を聞きながら私も勉強していきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

【栗原由紀子会長】

ありがとうございました。御意見ということで承ります。
続きまして、猪狩委員よろしく申し上げます。

【猪狩いづみ委員】

私は所属が小学校なものですから、小学校の立場で感想を述べさせていただきたいと思っております。

学校では県の方から、主権者教育と併せて、消費者教育にも力を入れるよう指導を受けております。

小学校で消費者教育を行う場面として家庭科の授業がありますが、家庭科の学習を指導するにあたっては指導要領にある目標や内容を指導しています。その指導要領の中に、「買い物の仕組み」、「消費者の役割」、それから「金銭の大切さ、計画的な使い方」について示されており、売買契約の仕組みや消費生活センターの存在等の学習を行っております。

また、3年生の社会科の学習では「スーパーマーケットの仕組みを知ろう」という単元があり、実際にスーパーマーケットに行き見学を行う学習の中で、金額を決めて親から頼まれたものを子ども達が自由に買い物を行う活動を取り入れたことがありました。その際、すごく巧みに、これとこれを比べてこっちを買った方がいいんだと、いろいろできる子もいますが、買い物の経験がほとんどなく、全く物を選べない子もいます。非常に家庭の教育力の差というものを感じますし、普段の生活の経験が子どもに大きく根づくものなのだなと感じています。

小学校でも、本来ならば家庭教育で行うべきことを学校教育が担うようになってきているところが常

日頃ありますので、子どもたちへの指導だけではなく、家庭も巻き込んだ指導をしていく必要があると感じているところです。

資料の概要や実施状況等の資料を見ますと、行政では沢山の取組をしていて驚かされたところではありますが、家庭でも取り組めそうなことが沢山あると思いますので、保護者を巻き込んだ取組も、もっと増やしていくと良いのではないかと感じたところです。以上です。

【栗原由紀子会長】

子どもの教育というのは親の教育も大事で必要なんだという御意見を承りました。ありがとうございました。

続きまして、白鳥委員よろしく申し上げます。

【白鳥裕之委員】

消費者施策、大変お疲れ様でございます。事業者の立場から申し上げますと、やはりどうしても目が行くのが重点的取組 4 の食品ロスの削減やSDG s の達成、そしてエシカル消費です。今社会情勢の変化が非常に大きい中で企業としても取り組んでいかなければ、これから生き残れない時代になっています。これは地球規模の話になってくるのですが、企業が消費者施策の中にもっと入り込んで浸透させていくと、企業の利益や企業活動の中で繋がっていけないのではないかと思います。我々商工会議所としては、いろんな事業者さんが沢山いますので、そういったところを浸透させるような事業をしていかなければならないと感じていたところです。

これまでは消費者と対面で行う商売がずっと続いてきましたが、もう時代はデジタルです。逆に今は、お店に人がいない商売がだんだんと流行ってきているところもありますので、商売の仕方は昔と今で本当に違ってきています。そういったところも消費者の方にわかるような施策をやっていかなければならないと感じたところでした。ありがとうございました。

【栗原由紀子会長】

ありがとうございました。御意見として承りたいと思います。

続きまして、佐藤和広委員、よろしく申し上げます。

【佐藤和広委員】

私の勤務先、東北電力の話をさせていただきますと、皆様には電力の需給逼迫や省エネ節電のお願いや電気料金の見直しということで、何かと御心配と御負担をおかけしております。

その背景につきましては、エネルギー価格の高騰や、記録的な円安、そして3月の地震によって、火力発電所が被災したなど、電力の安定供給と、会社の経営に大きな影響を与えているというものがあります。その点につきましては御理解をお願いしたいと思っておりますが、現在の電気料金の制度で、燃料費を電気料金に反映する、燃料費調整額というものがありますが、電気料金の見直しにより今年の12月からその上限額を廃止をすることになりました。燃料価格が高騰している今の状況が続けば、電気料金の値上げをすることになります。

2016年から、電力の小売は全面自由化されまして、東北電力以外の一般電気事業者とも電力契約がで

きるようになっていきます。それにより、「東北電力からの委託を受けてきました」とか、「電気代が安くなります」というような訪問販売や、「検針票を見せて」と言って個人情報を盗む被害やトラブルが発生していると聞いております。生活にはなくてはならない電気やガスも高騰しておりますので、そういった事につけ込んだトラブルが心配されます。

毎月「みやぎの消費生活情報」を送付いただいております。その情報は東北電力と東北電力ネットワークの本店本社をはじめ、宮城県内の各事業所、社員向けにお知らせを発信しておりますが、そういった情報発信が誤った消費行動の未然防止に繋がると思っております。「みやぎの消費生活情報」では、「SNSによる情報を鵜呑みにしてしまい、契約に関わる条項をよく読まずにクリックし、こんなはずじゃないという契約を締結してしまう」という事例が紹介されておりました。SNSを見ていると、そういった情報がどんどん目に飛び込んできますし、本当にこれは効くんじゃないかといった妄想を受けて、思わずクリックしてしまいそうになる場面も多々あるのではないかと思っております。「みやぎの消費生活情報」には、そういった失敗事例も紹介されておりましたので、自分事として受け止め、自己防衛を図るとともに、周りにも気を配ればと感じております。以上、発言させていただきます。よろしくお願ひします。

【栗原由紀子会長】

ありがとうございました。まず、一番最初に情報提供していただいた訪問販売のトラブルは、注視しているところでもあります。大変貴重な情報提供だったと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

また、「みやぎの消費生活情報」は私も毎月いただいているのですけれども、社内に情報共有していただいているということですので、続けてやっていただければと思います。ありがとうございました。

続きまして、渡辺委員よろしくお願ひします。

【渡辺淳子委員】

渡辺でございます。事前の質問に関しては、私も提出させていただいてまして、丁寧に御回答いただきましてありがとうございました。その中で、私が質問させていただいた学生サポーターの認定の件ですけれども、先程、現場の先生からも御意見をいただきましてありがとうございました。やはり大学の中で、同年代間での啓発や普及がすごく有効だと思いますので、ぜひ推進していただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

それでは私から2点ほど、意見を1点、質問を1点させていただきたいと思ひます。

まず施策の重点的取組「人や社会、環境に配慮した消費行動の推進」のエシカル消費についてですが、具体的には、フェアトレードの商品ですとか、環境に配慮したエコ商品ですとか、オーガニック商品ですとか、それから私たちに随分浸透しているマイバックの使用ですとか、あと地産地消の推進等が挙げられると思うんですが、消費者からは普段の買い物でしている行動がエシカル消費だと気づいていない場合や、どの商品がエシカルなのかわからないといった声が寄せられてるのが事実です。何がエシカル消費なのか、どのような行動がエシカル消費に繋がるのかを消費者に正しく伝えていく事がすごく必要ではないかと考えておりますし、認知度がまだまだ低いと感じております。

具体的な方法としては、宮城県さんの方でも、ホームページや情報誌等で啓発を行っていると思ひます

が、例えば消費者がエシカル消費を選択する助けとなる各種の「認証ラベル」や「認知症マーク」を紹介していただきますと、商品を選びやすくなりますし、エシカル消費がある程度進むのではないかと考えております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

それからもう1点、施策の中でも書かれている外国人への支援についてですが、実施状況の資料を見ましても「外国人等への支援」がどのような形でやっているのか具体的に見えてこなかったものですから、外国人からの相談では、どのような相談があり、どのくらいの件数があるのかを教えていただきたいです。また、留学生等への情報の発信やその方法、言語の対応についても、どのような形で行っているのかを教えていただきたいところでございます。よろしくお願ひします。

【栗原由紀子会長】

はい。ありがとうございました。まず、質問に対する回答をいただけたらと思ひます。外国人に対する支援について、どのようにやっているかという御質問がござひますが、すぐ答えられる範囲で回答をお願ひします。

【事務局：消費生活・文化課 黒澤課長】

御質問ありがとうございます。委員の皆様のお手元にはござひませんが、宮城県消費生活センターでは外国人向けに「だまされないで」という6カ国語のリーフレットを作成してあります。こんな被害に気をつけてということで「架空請求」、「定期購入」、「副業サイト」、「出会い系」など、それなりに時代を反映した注意喚起をしております。在庫的な問題もありますので、増刷するなり考えていきたいと思ひます。

また、消費生活センターで外国の方から相談を受けた際に言葉が通じないことがある場合は、宮城県仙台合同庁舎に入っている公益財団法人宮城県国際化協会（MIA）と連携し、通訳の方を交えた3者通話という形で相談ができる体制を整えてありますが、実績はござひません。ただ、そうなった時に対応できる体制を整えてあります。以上です。

【栗原由紀子会長】

具体的に現時点で外国人の方が相談に来たことがないということによろしいですか。

【事務局：消費生活・文化課 黒澤課長】

はい。実績はないです。

【渡辺淳子委員】

相談がないとか、相談が少ないから需要が少ないと捉えるのは危ないと感じています。行政は受けるだけではなく、しっかり調べていただきたいというのが要望でござひます。

【事務局：消費生活・文化課 黒澤課長】

相談がないというよりは、相談窓口が知られてない可能性もありますので、その点を留意しながら、施策を進めてまいりたいと思ひます。

【栗原由紀子会長】

はい。よろしくお願いします。また、エシカル消費に関しての情報提供など、いろいろと取り組んでいただきたいという御意見をいただいておりますので、こちらについても取り組んでいただければと思います。ありがとうございました。

続きまして、末委員よろしくお願いいたします。

【末弘美委員】

宮城県生活学校連絡協議会の末でございます。先ほど自己紹介の時にもお話をしたのですが、生活学校で取り組んだSDGs エシカル消費についてのアンケート集計結果について報告させていただきたいと思います。

生活学校は女性団体ですので、アンケート調査 507 部を行った中で 80%が女性の回答です。それから年代別に見ましても、70 代以上の方が大体半分ぐらいになりますので、高齢者の実態把握といえますか、実際は高齢者の意識調査になっています。

SDGs については、最近メディアでもいろんなところで、積極的に情報が入ってきますが、それにしてもまだ知らないという人が 28%いましたし、それからましてや、エシカル消費については、知らないという方が 60%もいますので、SDGs とエシカル消費はあまり浸透してないという現状が浮かび上がりました。

その中で、エシカル消費を実はしてるんだけど、それがエシカル消費にあたるのかどうかということがまだわかっていない状態の方が多くと、先ほど委員の方がおっしゃったんですけど、私たちもそうだろうなということを前提にアンケートを作っていました、できるだけ日本語表記にしました。例えば 3R ですが、ごみを少なくするための活動で「3R の活動」と記載してしまうと、やっていないと回答する方が多くなるだろうということで、できるだけ質問をわかりやすく日本語表記にしましたら、ごみの分別ではほぼ 94%の方がやってるよという回答がありました。ただカタカナで聞いたことがない言葉に対してはやっぱり、まだ意識がありませんので、低い統計が出ました。食品ロスは結構前から取り組んできましたので、71%といった結構やってるよという結果が出ているかと思えます。

所見欄については、書いてくださった方が 507 部うち 3 分の 1 ぐらいだったので、皆さんが回答したものではないのですが、それでも、150 人ぐらいの方は書いてくださっていて、それを何とかまとめたのです。

感想の中には、「何年か前からやたらと横文字のこのアンケートのようなことに力を入れる世の中になった。横文字だとよくわからない。日本語の呼びかけをもっとやったらどうかと思う。」と書かれた方がいました。このSDGs とかエシカル消費という言葉自体、私自身はこの審議会を通して身近に感じられるようになったのですが、アンケートを作成していた生活学校の役員でも、まだ「それをする必要があるのか」といった意識がある状態でした。

ところが、アンケート結果の中身を見てみると、結構日常生活の中でエシカル消費を実践している人たちが結構いるということが浮き彫りにされて、啓発の意味でも良かったんじゃないかと思っています。

去年は、仙台市の生活学校でアンケートをとったのですが、今年度は栗原でもやってみたいと考えています。それから、村田や柴田の方でもアンケートを実施してみたいという動きがありますので、少しずつではありますが、エシカル消費の普及啓発に少しは役立っているのかなという感じでやっております。

ます。生活学校の取組の紹介でございました。

【栗原由紀子会長】

ありがとうございました。アンケート結果をぜひ反映していただければと思います。横文字が多くて大変だというのは、私も実感するところではあります。よろしく願いいたします。

最後になりますが、成田委員よろしく願いいたします。

【成田早霧委員】

はい。成田でございます。「消費者行政の取組」それから「日頃から感じていること」でございますけれども、まず御説明をいただきました宮城県の取組についてですが、自治体における消費者行政は、一口に消費者といっても対象数であるとか、カバーすべき事案というのが非常に広く、消費者取引を取り巻く環境も最近非常に大きく変化し、複雑化をしております。このような様々な事業の実施が制約されてる中でも、着実に事業実施されてるという印象・感想を持ったところです。

私自身も仙台に在住してることがありますが、様々な媒体を通して、今まさに起きているトラブルの事例であるとか、そういったことが自治体からの情報提供を目にし、接する機会も多く、そうした情報発信がトラブルの未然防止それから注意喚起に繋がっていると実感しているところです。

私は事前の質問で、消費生活センターへの相談件数が県全体として減少傾向にある要因についてお問い合わせをいただきました。架空請求であるとか、コロナ関連の相談が減少したということが要因と回答をいただきまして、なるほどと思ったところなんです。

この後には成年年齢の引下げについて意見交換が予定されておりますけれども、若年層がトラブルに遭遇した時には、まずSNSやネットを活用して情報を集めて解決方法を探すというのが多いと聞きますので、消費生活センターに電話をして相談する方法と、併せて解決策を検索することも多いということを考えて、公的な機関においてタイムリーで正確な情報発信は、非常に重視すべきであると感じているところです。

一方で、そういった行政の情報発信には、消費者からの情報提供がもちろん必要なもので、消費者教育であるとか啓発の部分では、「トラブルがあったら消費生活センターに相談」ということだけではなく、そういった消費者からの声は、実はその一人一人の問題解決だけではなく、消費生活センターや、例えば企業のお客さま相談室への問い合わせが、実はその商品の改善とか、制度改正にも繋がるんだということを、特に小さい頃からの理解をしていくことが大事だと感じているところです。

また、商取引の適正化、健全な市場形成というのが重要と感じていまして、消費者庁が毎年公表している2021年の消費者被害トラブル推計額というのがあります。これはオールジャパンの金額になりますが、約5,9兆円という試算をしています。仮に、そうした額が悪質なその事業者の収益になってると考えれば、話が大きいかもしれませんが、日本経済にとって非常に大きな損失だと感じていまして、法執行もしっかり行っていく必要があります。検査監督の中で取引を適正化させる、悪質な事業者を処分して市場から排除する。そして消費者から信頼される市場を構築するというのも、消費者契約の啓発やそれらの教育との両輪で、行政の重要な役割であると感じているところです。以上でございます。

【栗原由紀子会長】

ありがとうございました。

以上で「消費者行政の取組」について各委員からの御意見をいただきました。

【事務局：消費生活・文化課 黒澤課長】

委員の方々から多岐に渡る非常に貴重な御意見をいただきましてありがとうございました。委員の皆様からの御意見ということで、回答ではないのですが、今感じたことをお話しさせていただきたいと思います。

まず、学生サポーターですけれども、今、認定等を考えているところです。鳥山先生からも御紹介がありましたが、学生個人というよりは、取組を継続するという意味でサークル等の団体を指定する方が良いのかなとも思っております、その認定の仕方について迷っているところです。場合によっては大学の先生方に現状や良い取組などの御意見をお伺いに行きたいと考えております。

それから、畠山委員から御意見をいただいた出前講座ですけれども、いろんなメニューがあります。学校に全ての情報が伝わっているのかわかりませんが、弁護士の皆さんにやっただいている専門家派遣については、子ども達にとっても専門家の講義を生で聞けるという非常に貴重な経験だと思います。マンパワーが足りないときはDVDの作成ですとか、そんな形でも協力をいただければと思いますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

それから学校現場での消費者教育、猪狩先生からお話がありました親を巻き込んだ教育が必要だということは、まさにおっしゃるとおりだと思います。学校だけで家庭での教育は難しいと思いますし、そこは我々行政側の役割だと思いますので、家庭への遡及について今後考えていきたいと思っています。

あと、後半でお話のありましたエシカル消費ですとか、基本計画の中の重点的取組で消費者志向経営を盛り込んでいますけれども、今後エシカル消費や消費者志向経営についての考え方は広めていかなければならないと思います。末委員から示されたアンケート結果は非常に興味深いものでした。言葉は知らないけど実際取組はやっているんですね。でもそれが、エシカル消費だとかそういう言葉と結びついていない。エシカル消費から入っていくと難しいかもしれませんが、自分が今やっている取組が実はエシカル消費だとか、SDGsに繋がっているとかそういう感じで理解してもらえると取組が進むと思いますので、その説明の仕方が良いのか、頭からエシカル消費とは何かといったほうがいいのか、若しくはもっと身近なところから、実は皆さんがやっってる取組はエシカル消費なんですよといったお知らせの仕方もあるんだろうと思っています。エシカル消費という言葉がありますけれども、行政だけが一生懸命消費者にお知らせしてもうまくいかないの、事業者の方々の取組も必要であり、消費者への普及は行政と事業者の連携が必要ではないかと思っております。

また、先ほど末委員から地方でもアンケートをなさるといっていただけけれども、ぜひ結果が分かればいただきたいと思っています。我々としても都市部と地方での意識の違いとかがあれば施策の取り方にも違いを見い出せるかもしれませんので、どうぞよろしくお願いいたします。以上です。

■議事 成年年齢引き下げに関する相談状況及び今後の対応について

【栗原由紀子会長】

ありがとうございました。それでは引き続き成年年齢引き下げに関する議論に移りたいと思います。今

回は令和4年4月1日から成年年齢が18歳に引き下げられてから行う初めての審議会です。成年年齢引下げについては、事務局からも説明がありましたが、これについては回答だけではなく審議会の委員の皆様同士で議論し、皆さんと一緒に考えていければと思っております。これは、順番はございませんので、御意見のある方からどんどん挙手して自由に発言していただければと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

どうでしょうか。なかなか一発目は難しいですね。そうしましたら、18歳19歳に大変関心があるだろうと思われるのは、高校の先生なのではないかなと思います。よろしかったら勅使瓦委員から御意見をいただければと思います。

高校では在学中に成人を迎える生徒さんがいらっしゃると思います。私は大学におりますが、大学では成人と未成年と一緒にいるのはいつものことなので、それほど危機感を持っていなかったのですが、高校にとっては初めての経験だと思います。未成年と成年が同時に在学するということで高校での取組ですとか生徒さんの反応ですとか御提案等がありましたらお話いただければと思います。勅使瓦委員いかがでしょうか。

【勅使瓦理恵委員】

提案というかですね、今の3年生が成年年齢引下げに該当してしまっていて、それこそ今、高校では成人と未成年が混在していますが、特に大きな変化はなく、淡々と、普通にいつもと変わりなく生徒は過ごしております。ただ、いろいろポスターとかいただいていますので、校舎に貼ったりですとか、授業等で先生が話をしたりですとか、私ですと、全校集会等の校長が話をする機会でも、成年年齢について話をしております。

先生達の会話を聞いても、今のところ何か被害があったとかという話もなく、大きな変化はない状態です。所々で成年年齢引下げの話をしているので大きな問題がなく進んでいるのかもしれませんが、今のところは見えないところがありますが、そのような状況であります。

先ほど観させていただいたDVDも面白い教材として使えると思って観させていただきましたが、これについて逆に質問させていただきたいんですけども、この教材は、どんな人を対象にしたものなのでしょうか。何コマか入っているもののでしょうか。観ればわかるのかもしれませんが、実際使いたいと思うときにどのような内容がどの程度入っているのかがわかると、いろいろな場面で、活用が広がるのではないかと思います。すいません。感想と質問になってしまいました。

【栗原由紀子会長】

ありがとうございました。それではDVDについて若干説明していただけますか。よろしくお願い致します。

【事務局：消費生活・文化課 小松消費者相談専門監】

はい。先ほどお配りしたDVDは、仙台弁護士会様の協力をいただいて、男澤先生にお話ししていただいた内容をおさめた動画となっております。DVDは昨年の2月に完成したのですが、全体で1時間弱の動画で、県内の高校生を対象としております。

県内の高校であれば、県のポータルサイトの共有文書に格納しておりますので、各学校がダウンロードできる

ようにしております。それ以外の私立や国立についてはDVDという形で配布しておりましたので、県内の高校生が観れる環境を整えております。

先程は3分ほどの動画を見ていただきましたが、DVDはいろんなパターンの説明があります。使い方としましては、以前この動画を松島高校で活用していただいた際に、先生が動画に合わせたワークシートを作成して生徒にDVDを観ながらワークシートを書くといった授業を行っていただきました。このワークシートを動画と同様に共有文書に格納しております。松島高校の先生には他の学校でも使用することを承諾していただいておりますので、そちらを参考に授業に使っていただければと思います。以上でございます。

【栗原由紀子会長】

ありがとうございました。

ほかにどうでしょうか。どなたか意見をいただければと思いますが、はい。鳥山委員お願いします。

【鳥山泰志委員】

今回、「知っておこうこれだけは」の改訂版を拝見しましたところ、いろいろ勉強になりました。私も昔から、この手の相談を学生から受けることがあったのですが、とても真面目な学生ですと、自分が被害者であるにも関わらず、騙された自分が悪いと思い込んでしまって相談に来るのが遅くなるということがあるんです。そういった学生に対しては、騙されるということはよくあることで自分が悪いということではないと伝えて安心させています。すぐにリカバリーすることが大事であって、然るべき相談を早期にすることが大事であるということを特に強調して伝え、相談窓口として、「知っておこうこれだけは」の最後のページに消費生活センターが記載してあるんだよということを最低限認識させることが大事なんじゃないかと思います。騙されてはならないのではなくて、騙されてしまう人というのはどうしても出てきてしまうのであって、騙された場合にどうするかが大事なんじゃないかなということです。

それから、相談窓口の記載を見ましたら、平日の9時から5時となっているんですね。これでは高校生が相談しにくい時間帯かもしれないと思ったところでした。先ほど、成田委員からもお話がありましたように、まず解決策をウェブ上に示すということは、今の若い子にとってとても重要です。それに相談窓口として消費生活センターに相談するということがとても大事だと思います。

一方で、大学にもいろんな子がいて、「自分に合う相談相手ってどんな人がいるの」と考えるんです。行政関係に相談すること自体を物怖じせず相談できる子もいれば、できない子もいます。相談相手は信頼できる先生であったり、両親や祖父母であったり、先輩や同年代の友人だったり、相談相手というのは、人によっていろいろあると思うんですね。いずれにしても自分の中に抱え込まないことが大事なんだということを強調していくということが若い子達には大事なんじゃないかと思った次第です。感想になりますが、以上です。

【栗原由紀子会長】

ありがとうございました。確かに相談窓口が9時から5時というのは、高校生が相談するには難しい時間帯なのかもしれませんね。騙された後にどう付き合い、どこに相談するのかを周知するのも大事

で消費生活センターに相談するというのも若年者の消費者には大事で浸透していけるような施策が必要なのかなと思いました。ありがとうございました。

そのほかどうでしょうか。はい。渡辺委員どうぞ。

【渡辺淳子委員】

成年年齢引下げということで、やはり一番影響が大きいのが、未成年の取消権が行使できなくなることはないかと思っています。

若者の投資やお金に関するトラブルが増えているのは相談件数を見てもわかりますが、消費生活センターでも若者の美やお金に関する消費者トラブルの注意喚起を行っていて、いろんなツールを使って伝えることが本当に重要だと感じております。

当事者の若者もいろんな情報がある中で、自分に起こり得るだろう消費者トラブルに関心を持つことも非常に重要です。トラブルに対して具体的な考え方を養う教育ですとか、金融の知識や経済の仕組みを学ぶこととか、お金と上手に付き合うこととか、大学生や高校生が自分自身で自己管理するっていうことを学ぶのは、これまで以上に消費者教育に求められるんじゃないかと常々考えているところです。現場の先生方も大変ではないかと思うのですが、施策の中にもあるように、今後は現場の先生方に対して理解を示す取組が求められるのではないかと思います。

ただ、やはり私の希望なんですけれども、トラブルに関する注意喚起だけではなく、成人としての新たな明るい展望や可能性についても授業で伝えていかないと、未来を担う子供達も展望がないので、そのあたりも併せて教育していくのが必要だと思っています。

今年度から、高校の新科目に「公共」が導入されたりと、特別なカリキュラムの中で教育をするのは難しいと思いますが、よろしくお願ひしたいと思います。ありがとうございました。以上です。

【栗原由紀子会長】

御要望と御意見ありがとうございました。

御意見のある方どうでしょう。畠山先生よろしくお願ひします。

【畠山裕太委員】

そうですね、不動産業界の方と話す機会があった時に、「未成年に不動産を貸すんですか？」と聞きましたら、「それは保証人を取らないといけないから、未成年者だけに不動産を貸すことはありませんよ」という回答でした。

また、先日の多重債務対策会議の際に貸金業業界の方もいらしていたのですが、質疑応答で「未成年者にお金を貸すんですか？」と質問した方がいたんです。そうしましたら「貸さない」とは言わないんですね。「貸す可能性」があるということでした。

私の感覚では高校生の段階で成人になっても、何の契約をするんだらうって素朴に思うのですが、18歳から20歳の間に高校を卒業して働き始め、すぐにお金を借りてしまう。それこそ先ほどのDVDにあったように儲け話を持ちかけられて、「今50万円を持ってきたら、月1%がつくんだ。消費者金融から借りるよりずっといいよ」といった話を持ち掛けられたりすることがあり得るのかなというところなんです。

未成年者が成人になって、突然被害に遭うのかなという、まだそういうことでもないと思いますが、

突然成人になったと言われても、まだ実感が無いまま今日に至っているのではないかと感じていました。ただ、成年年齢が引下げられて、それを儲けのタネにしようと思う人はきつといるので、先ほど他の委員の方からお話がありました、契約って何なのかとか。もっと言えば、人が言うことをそのままを吸収するのが学校生活を送っていた未成年なんですけども、自分に近寄ってくる人の言ってることが本当なのかとか、自分を騙そうとしているんじゃないかという疑いの目線を持てるような指導といいますか、教育といいますか、そういうものが必要なのではないかと感じました。

【栗原由紀子会長】

ありがとうございました。ちょっと小耳に挟んだ感じだと、美容業界は逆に、この成年年齢引下げを「商機だ」とか「販路拡大の契機だ」と盛んに頑張っているらしいんです。我々は消費者被害がないように頑張るのですが、一方で、販路を広げて頑張る業界もあるというところからしますと、やはり成人してローン契約やクレジット契約ができてしまうと、これからはかすると18歳19歳で被害が広がってしまうかもしれないので、そうならないようにすることと、1回契約をしてしまった時に、どうしていくかが必要になってくるのではないかと感じます。

もう少し話し合いをしていきたいと思いますが、御意見等があれば、ぜひお手を挙げていただければと思います。いかがでしょうか。

佐藤先生どうでしょうか。先ほど東北学院大の取組のことについてお話をいただきましたけれども。

【佐藤康仁委員】

はい。先ほどお話をさせていただいたのは、成年年齢引下げに関しては本学にしてはめずらしく比較的早い指示がありまして、今年の5月ぐらいに、消費者トラブルの未然防止というような形で大学のホームページに掲載し、学生に対する注意喚起をしたということがあります。

大学としては、今のお話の中にもありましたが、やはりこういった問題で大事なことは、その消費者被害に遭う前の対応と、遭ってしまった後の対応と、どちらも大事だと思うんです。特にその被害に遭った後に関しては、どのような救済措置があって利用できる制度があるのかということ、学生がほとんど知らないということもありますので、そういったことに関する情報提供も大事になると思いますし、県などの行政も何か可能な対応があるのであれば整えていただきたいと思います。消費者被害に遭わないためにも、今後、新入生オリエンテーションなどの場でアナウンスするなど、何らかの形で標準化した形で進めていければと思いますし、県の消費生活センターの方でも様々な出前授業でいろいろと講師の派遣をされていると思いますので、ぜひそのあたりとうまく連携してやることができればと考えています。

また、全私学新聞というのがあるのですが、今年の6月の全私学新聞に成年年齢引下げに関する積極的で先進的な取組として東京都市大学が紹介されていました。学生は経験を重ねて成長するので、成年年齢引下げによって自分の責任で様々な経験ができるということは歓迎すべきことだと。ただそうは言っても、18歳19歳は社会経験がまだ少ないので、悪意のある業者のターゲットになる可能性も高いということです。

大学生の場合は、先ほどのDVDにもあったようなマルチ商法による被害も想定されていて、大学内のそのような被害やトラブルが結果的に学業の継続に支障を来す恐れもあるだろうということです。成

年年齢引下げによって自分の責任で様々な経験ができることは歓迎すべきものだということが前提なのですが、そうはいっても被害に対する対応は必要だろうということで、東京都市大学では学生部のガイダンスの中で、成年年齢引下げを解説する動画を見せて 2 回のアンケートを取るとか、或いはフレッシュヤーズキャンプという機会を利用して、本学でいうと新入生オリエンテーションみたいなところになるのですが、消費者被害の専門家によるレクチャーを行って、学生だけではなく保証人や保護者向けの情報の提供を行ったり、教職員向けに学生と同じように消費者被害等に関する動画を見る機会を設けたりしていて、学生だけではなく、その保護者や大学の教職員も含めた形で取組をしていることが紹介されていました。なかなか本学では、スムーズに進んでないところもありますので、すごい取組だなと思っていたところがありましたので、情報提供いたします。

【栗原由紀子会長】

はい。ありがとうございました。

まだ御意見等お伺いしていない委員の先生方どうでしょうか。そうしましたら、現時点で御意見がないようですので、この案件についてはこれで終わりにしたいと思います。終わった後に御意見を思いついた場合は、県のほうにメール等で構いませんのでいただければと思います。ありがとうございました。

本日本日予定しておりました議事については以上でございます。議事進行への御協力ありがとうございました。時間が超過してしまい申し訳ございません。それでは、進行役を事務局へお返しします。

【事務局】

栗原会長、議事進行ありがとうございました。

それでは今後のスケジュールについてご説明いたします。本日御審議いただいた令和 3 年度を取組状況につきましては、整理いたしまして、9 月末までに県のホームページ等で公表する予定でございます。

本日の次第は以上となりますが、委員の皆様から何かございましたら挙手をお願いいたします。よろしいでしょうか。それでは以上をもちまして、本日、令和 4 年度第 1 回消費生活審議会を閉会させていただきます。長時間にわたり御審議を賜り、誠にありがとうございました。